富山県商店街活性化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県商店街活性化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　事業協同組合　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合

(2)　商店街振興組合　商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合

(3)　商店街振興組合連合会　前号の組合を会員とする連合会

(4)　特定会社又は公益法人　中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第４条第６項に基づく特定会社又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第２条第３号に規定する公益法人

(5)　商工会議所　商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所

(6)　商工会　商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会

(7)　ＴＭＯ　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）第１条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第18条第３項の認定を受けた者

(8)　ＮＰＯ法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって、次のいずれの要件を満たすもの

ア 県内を主な活動範囲とするものであること。

イ 当該ＮＰＯ法人の社員に意欲的な中小小売業者を１名以上含むものであること。

(9)　任意団体　前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める団体等

(10)　個人　県内で活動する個人

(11)　認定中心市街地　中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第９条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に係る同法第２条に規定する中心市街地をいう。

(12)　重点支援事業　別表１に掲げる事業

(13)　魅力づくり支援事業　別表２に掲げる事業

(14)　人づくり支援事業　別表３に掲げる事業

(15)　賑わいづくり支援事業　別表４に掲げる事業

(16)　商店街振興組合連合会事業　別表５に掲げる事業

（補助金の交付）

第３条　知事は、補助事業者が行う補助事業の実施に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象事業等）

第４条　補助対象事業、補助事業者、対象地域、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表１から別表５までのとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、本補助金交付事業の対象とならないものとする。

(1) 国若しくは県の他の補助金を現に受けて実施し、又は実施する予定である場合

(2) 市町村が補助事業者に対して県と同額以上の補助金の交付を行わない場合。ただし、別表５に掲げる商店街振興組合連合会事業である場合又は知事が特に認める場合は、この限りではない。

２　重点支援事業については、複数年度（最長３年間）にわたり連続して同一補助事業者が同一事業を行うことができるものとする。

３　補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第５条　規則第３条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出するものとする。

２　前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1)　事業計画書（様式第２号）

(2)　収支予算書（様式第３号）

(3)　補助事業者の概要に関する書類

(4)　申請に係る商店街と事業実施場所を示す地図

(5)　商店街等の現状の写真

(6)　見積書の写し又は積算の根拠となる資料

(7)　商店街活性化プラン（重点支援事業を行う場合に限る。）

(8)　その他参考となる資料

３　市町村が補助事業者に対して補助金の交付を行わない場合は、前項の書類に加え、事業計画書（様式第２号）中に市町村の意見を記載するものとする。ただし、別表５に掲げる商店街振興組合連合会事業については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第６条　知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（交付条件）

第７条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合においては、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(4)　補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から

起算して５年間保管しておくこと。

（軽微な変更）

第８条　前条第１号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)　補助事業者を変更すること。

(2)　事業内容を変更すること。

(3)　事業費の20％以上の変更をすること。

（財産の処分の制限）

第９条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（状況報告）

第10条　規則第10条の規定により、補助事業者は、補助事業の遂行状況について、補助事業状況報告書（様式第５号）を、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、当該交付決定に係る事業終了後、速やかに実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1)　実施報告書（様式第７号）

(2)　収支決算書（様式第８号）

(3)　事業実施を証する写真

(4)　支出の根拠を示す資料

(5)　その他参考となる資料

（概算払）

第12条　知事は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めた場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

２　知事は、前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（実施効果の報告）

第14条　知事は、補助事業を実施した補助事業者に対し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、必要に応じ、補助事業に係る中心市街地や商店街等の魅力や集客力の向上の状況を報告させることができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年度分の補助金から適用する。